

高第1011号の4
令和2年4月14日

各高齢者福祉施設長
様
各介護サービス事業者

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、今般、兵庫県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、令和2年4月15日から5月6日までを期間として、別紙のとおり休業等を要請することといたしております。

社会福祉施設等につきましては、休業要請を行わない施設に分類されており、各高齢者福祉施設・介護サービス事業所におかれましては、「新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条の規定に基づく緊急事態宣言の発令に伴って実施する緊急事態措置について」（令和2年4月8日高第1011号の3。以下「通知」という。）でお示ししているとおり、面会は緊急の場合を除き中止する、「3つの密」（密閉・密集・密接）を回避する等、厚生労働省事務連絡等に基づく感染拡大防止対策を厳重に徹底しつつ、必要な介護サービスの提供を継続していただきますようお願いいたします。

なお、通所サービス又は短期入所の介護サービス事業所におかれましては、通知にお示ししているとおり、介護サービスを利用しなくても居宅等で生活することが可能な利用者に対するサービス利用自粛の協力依頼、代替サービスを必要とする利用者に対する代替サービス確保のための必要な対応等についても御理解と御協力をいただきますよう改めてお願いいたします。

高齢政策課介護基盤整備班 電話（代表）：078-341-7711 通所系、訪問系：3107、2944、2945、2733 施設系 ：2950、2951、2943 e-mail：koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp
--

兵庫県内の事業者の皆様への 新型コロナウイルス感染症にかかる休業要請等のお願い

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（兵庫県知事） 井戸 敏三

4月7日、兵庫県全域に新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発令されました。兵庫県では、県民の皆様に出自粛を強く呼びかけるなどしましたが、その後も県内の感染者は増加しており、一刻も早くこの事態を収束させる必要があります。

そのため、県では、事業者の皆様に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき、次のとおり休業等を要請することとしました。

事業者の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、県民のいのちを守るため、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、施設の使用停止及び催物の開催の停止にご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

1 事業者への休業要請等

(1) 遊興施設等の休業等

- ・県内における一層の感染拡大防止に向け、遊興施設、運動施設・遊戯施設、劇場等、集会・展示施設、商業施設、学校、大学・学習塾等については、休業を要請

(2) 社会生活を継続するうえで必要な施設の事業継続

- ・社会生活を継続するうえで必要な医療施設、スーパー・コンビニ等の生活必需物資販売施設、飲食店（朝5時から夜8時までの営業、酒類の提供は夜7時まで）、宿泊施設、交通機関、金融機関、官公署、メディア、葬儀場、理美容店等については、事業継続を要請
- ・保育所、学童クラブ、介護老人施設等についても、事業継続を要請（ただし、通所又は短期間入所の利用者は、家庭での対応が可能な場合には利用の自粛を要請）

2 在宅勤務（テレワーク等）の一層の推進

- ・事業者においては、在宅勤務（テレワーク）や、テレビ会議の利用などにより、接触機会の一層の低減を図るため、原則として7割削減を要請
- ・職場内の換気の励行、発熱等の風邪症状が見られる従業員への出勤免除、外出自粛を要請。
- ・職場での「3つの密（密閉、密集、密接）」の回避

高第1011号の3
令和2年4月8日

各高齢者福祉施設長
様
各介護サービス事業者

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条の規定に基づく緊急事態宣言の
発令に伴って実施する緊急事態措置について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第32条に基づき、「緊急事態宣言」が発令されました。これを受け、本県としては、別添のとおり「新型コロナウイルス感染症に係る対処方針」を定め、通所又は短期入所の介護サービス事業所に対し、下記のとおり要請いたしますので、本対応について、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

また、入所施設・居住系サービス、居宅を訪問して提供するサービス（訪問系サービス）については、特措法に基づく使用の制限等の対象とされていませんが、引き続き、面会者からの感染を防ぐため、面会は緊急の場合を除き中止する等の対応を含め、厚生労働省事務連絡等に基づく感染拡大防止対策を厳重に徹底の上、必要な介護サービスの提供に継続して取り組んでいただきますようお願いいたしますので、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

記

1. 通所又は短期入所の介護サービス（注）事業所においては、引き続き、「三つの密」（密閉・密集・密接）の回避を含め、厚生労働省事務連絡等に基づく感染拡大防止対策を厳重に徹底しつつ、支援を必要とする利用者やその家族の生活を維持する観点から、原則としてサービスの提供を継続することを基本とすること。

（注）通所介護、地域密着型通所介護、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）短期入所療養介護、療養通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）短期利用認知症対応型共同生活介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護（※）

※（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護は通所・短期入所に相当するサービスに限る。

2. 本県としては、特措法第45条第1項の規定に基づき、県民に対して生活の維持に必要な場合を除き、みだりに居宅等から外出しないこと等の要請を行っているところであり、通所又は短期入所の介護サービス事業所においては、1. を前提としつつ、感染拡大防止の観点から、家族での介護が可能である等、サービスを利用しなくても居宅等で生活することが可能な利用者に対しては、本人等の意向を十分に確認しつつ、可能な限りのサービス利用の自粛に協力を求めること。

3. 2. において、サービス利用を自粛する利用者が代替サービス（訪問系サービス）を必要とする場合には、通所又は短期入所の介護サービス事業所は、居宅介護支援事業所等と密に連携の上、自らが既存人員等の活用等により訪問系サービスの提供を行うことを含め、円滑な代替サービス確保のために必要な対応を行うこと。

なお、通所又は短期入所の介護サービス事業所が自主的に休業する等の判断を行う際にあっても、利用者の代替サービス（訪問系サービス）の必要性を確認の上、上記と同様、円滑な代替サービス確保のために必要な対応を行うこと。

高齢政策課介護基盤整備班 電話（代表）：078-341-7711 通所系、訪問系：3107、2944、2945、2733 施設系 : 2950、2951、2943 e-mail：koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp
